

ジェットロ「ビジネス短信」添付資料

(参考) スイス「コロナ対策法」について

新型コロナウイルス感染拡大開始以降、連邦政府では、感染症対策法に基づく COVID-19 政令により、水際措置、雇用対策、衛生措置等を講じていた。一連の連邦政府の権限を法律上、明確化するために、2020 年 9 月に「コロナ対策法」を制定した。

現在の主な条項は以下の通り。

第 1 条 (目的と原則)

第 2 条 (政治的権利) 国民がレファレンダムを提起する権限の確保

第 3 条 (医療能力確保に関する措置) 医療器具・薬品等を確保するために必要な在庫把握や流通管理等の措置

第 4 条 (労働者保護) 労働者保護や雇用確保のための措置

第 5 条 (外国人及び難民に関する措置) 外国人や難民の入国管理措置

第 7 条 (司法及び法執行手続き) 債権返済期日の延期や司法や法執行でのデジタル手続き

第 9 条 (倒産時手続き) 倒産拡大防止のための取り決めや債務超過通知関連措置

第 11 条 (文化関連分野支援) 文化施設や芸術家などを保護するための連邦政府の補助金等

第 12 条 (経営困難企業支援) 収益が従来の年平均 60%以下に落ち込んでいるイベント開催・会場、観光等の分野の企業に対する財政支援

第 13 条 (スポーツ産業支援) サッカー、アイスホッケー協会等へのつなぎ融資等支援

第 14 条 (メディア産業支援) 紙媒体の報道及び放送メディアに対する支援

第 15 条 (自営業者支援) 自営業者の部分的休業に対する給付

第 17 条 (失業保険) 被雇用者の部分的休業に対する給付

第 21 条 (レファレンダム、施行日) 本法律はレファレンダム対象となり、本法律の有効期限は 2020 年 9 月 26 日から 2022 年 12 月 31 日まで (一部条項を除く)